

地方交付税法等の一部を改正する法律案の概要 (平成23年度当初予算関連法案)

改正する法律: 地方交付税法、特別会計に関する法律、地方財政法、
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律

I 平成23年度分の地方交付税の増額確保と算定内容の改正等

- 地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税総額を増額確保

平成23年度	平成22年度(当初)	増減額
17兆3,734億円	16兆8,935億円	+4,799億円

※ 財源不足額を国と地方が折半して補填するルールを平成25年度まで3年間延長
(併せて、臨時財政対策債の発行期間を平成25年度まで3年間延長)

- 普通交付税の算定内容の改正

- ・ 平成23年度の普通交付税の基礎となる単位費用の額を改正
- ・ 臨時財政対策債の発行可能額の算定方法を見直し

- 交付税特別会計借入金の償還

- ・ 借入金(H22末33.6兆円)について、H23～H25は1千億円ずつ償還、以後1千億円ずつ増額し、H33以降は、30年間各年度1兆円を基本に償還

- 地方特例交付金制度の見直し

- ・ 平成23年度における子ども手当の支給等に伴い、児童手当及び子ども手当特例交付金について所要の措置

II 特別交付税制度の見直し

- 地方交付税の算定方法の見直しの一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税に移行(H23:5%、H24以降:4%)
- 大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例を新設

施行期日 平成23年4月1日